

奈良県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般県道
二 路線名 野口平田線
三 道路の区域

2 0 9				番号	路線
				区間	
				の前後別	区域変更
B	A	A			敷地の幅員
三一・五	一五・二	二〇・〇	四・九	二〇・〇	メートル
二七一・五		一七〇・〇		一七〇・〇	延長メートル
					備考

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分
供用開始日時

五

平成二十四年四月二十六日午後零時